

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針
（案）の策定について

資料 1 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進
方針（案）の策定について

資料 2 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進
方針（案）

資料 3 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進
方針（案）に関する意見募集

平成30年11月15日

総務企画局

第 1 章 策定の背景と目的（趣旨）

1 策定の背景

（1）国連における取組

- 平成 27（2015）年 9 月に国連において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（「2030 アジェンダ」）が採択された。
- 2030 アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、この中に持続可能な開発目標（SDGs）として 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが掲げられた。



■ SDGs 17 のゴール（ロゴ）

出典：国際連合広報センターWEB サイトより

（2）国における取組

SDGs 推進本部の設置

2030 アジェンダの採択を受けて、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を、平成 28（2016）年 5 月に内閣に設置。

実施指針の策定

持続可能な経済・社会づくりに向け、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員していくことを可能とするために、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を平成 28（2016）年 12 月に策定。

⇒ 実施指針におけるビジョン：「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」

- 国の実施指針において、地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたり SDGs の要素を最大限反映するとともに、SDGs 達成に向けた取組を促進することを求めている。

（3）本市の SDGs に関連するこれまでの取組

川崎市総合計画第 2 期実施計画への位置づけ

第 2 期実施計画において、計画の推進に向けた取組の考え方に、「持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた施策・事務事業の推進」を掲げ、SDGs の理念や国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、SDGs 達成に向けた取組の推進を担うと位置付けた。

分野別計画等への反映

分野別計画等（川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版、川崎市国際施策推進プラン第 2 期実行プログラム、川崎市一般廃棄物処理基本計画第 2 期行動計画、かわさきパラメータメント第 2 期推進ビジョン等）において、SDGs を踏まえた策定・改定を行い、取組を進めている。

2 策定の目的（趣旨）

- 本市の将来にわたる持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的に SDGs 達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、SDGs の推進に関する基本的な方針を定める。

第 2 章 SDGs の推進に向けた基本的な考え方

1 方針策定の考え方

- SDGs が総合計画の基本構想に掲げるめざすべき都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、本市として SDGs の達成に寄与する取組を進める上での考え方を取りまとめる。
- 総合計画と連動させた内容で構成する。

2 SDGs の推進に向けた姿勢

- 国の実施指針においては、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」とされている。
- 本市においても、SDGs の理念や目標、国の動向等を踏まえながら総合計画の各施策・事務事業を実施することで、全庁をあげて SDGs 達成に寄与する取組を推進する。
- 各施策・事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりが SDGs の趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなどを強く意識した取組を進めるとともに、各施策・事務事業の連携や市民、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進する。

3 方針の期間

- SDGs が 2030 年を目指した目標であることから、取組期間を平成 42（2030）年までとする。なお、総合計画と連動した内容で構成していることから、第 3 期実施計画の策定に合わせ、見直しを検討する。

4 基本目標と基本的な方向

(1) 基本目標

- 1の考え方を踏まえ、本方針の基本目標や基本的な方向については、総合計画の理念や基本目標、基本計画等を踏まえて位置づける。
- 具体的には、総合計画の基本構想とその実現に向けたまちづくりの基本目標を踏まえ、次のとおり定める。

- 【本方針の基本目標】
1. 安心のふるさとづくり
 2. 力強い産業都市づくり

(2) 基本的な方向

- 総合計画では、基本計画において23の政策及びその方向性を定めている。基本計画は、中期の具体的な取組を定める実施計画の方向性を示すものであることから、本市がSDGs達成に寄与する取組を推進する上での基本的な方向を、総合計画の基本計画に定める23の政策とする。

第3章 川崎市総合計画とSDGsとの対応

- SDGsを的確にとらえた取組を着実に進めるために、総合計画とSDGsの対応を明らかにする。総合計画の23の政策、及び、73の施策と、SDGsの17のゴール等との対応を示す。

■総合計画第2期実施計画の施策とSDGsのゴール等との対応（例）

政策1-1 災害から生命を守る

| 施策名 | SDGsとの対応 | | | |
|------------------------|--|------------------|---|---|
| | 方向性 | ゴール | ターゲット 関連する事務事業 | |
| 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフト両面からの防災・減災対策の推進 地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実など、災害時に実効性のある取組の推進 全職員一丸となった防災対策を推進するための、職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進 市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実 | | 1.5 9.1 11.5 11.7 11.b 13.1 17.17 | <ul style="list-style-type: none"> 防災対策管理運営事業 地域防災推進事業 防災施設整備事業 公園防災機能向上事業 本庁舎等建替事業 港湾施設改修(防災・減災) 海岸保全施設維持整備事業 水防業務 |

第2期実施計画における施策の方向性を記載

施策と対応するSDGsのゴール及びターゲットを記載

第2期実施計画の事務事業のうち、左記のゴールやターゲットに関連する事務事業を記載

第4章 推進方策

1 推進体制

- SDGsに関する取組については、総合計画に基づく各施策・事務事業等を通じて推進するため、市長を本部長とし、全局（室）区長で構成される総合計画策定推進本部会議を活用し、全庁的に取組を進める。
- 関連する施策等を総合的かつ効果的に推進するために、関係部署相互が緊密な連携を図り、取組を進める。

2 取組の推進を図るための方策

(1) 各種計画等への反映

- 各種計画等の策定及び改定にあたっては、SDGsの要素を的確に反映し、17のゴールとの対応の整理を行うとともに、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進する。

(2) 国の取組との連動

- 経済・社会・環境の三側面における新しい価値の創出を通じた持続可能な開発の実現を目指す上では、各施策・事務事業を進める中で、経済・社会・環境のそれぞれの分野の課題解決につなげるのみならず、各分野における双方向のより高い相乗効果を創出する効果的かつ統合的な取組を、国の事業等を活用しながら進める。

(3) 多様な主体との連携

- 各施策・事務事業を進めるにあたっては、多様な主体（ステークホルダー）と連携して取組を進める。
- 民間事業者とのパートナーシップに基づく市民満足度の高い行政サービスの提供に向けたしくみを構築する上でも、SDGsを踏まえた連携を図る。

(4) 職員への理解浸透と市民、企業、団体等への普及啓発

- 市民、企業、団体等がSDGsに対する主体的な行動に取り組むためには、市が率先してSDGsに関連した取組を進める必要があることから、職員に対して研修等を実施し、SDGsの理解を深める。
- SDGsとの関連性が高い事業やイベント等の実施にあたり、SDGsに関する情報発信を積極的に行うなど、さまざまな機会を通じてSDGsの理念の共有、理解に向けた情報発信・普及啓発に取り組む。

3 進行管理

- 本方針の取組については、総合計画に基づく各施策・事務事業を通じて行うため、進行管理は総合計画における進行管理と一体的に行う。

方針策定のスケジュール

- 平成30（2018）年11月 パブリックコメントの実施
11月16日～12月26日（41日間）
- 平成31（2019）年2月 方針の策定